
「別府市温泉発電等の地域共生を図る条例」に係る手続きの手引

～ アボイドエリア内で既存源泉の利用により温泉発電等の導入を行う場合 ～

別府市生活環境課環境企画係

平成30年10月 1日 改訂

目 次

別府市温泉発電等の地域共生を図る条例の改正ポイント	3 頁	③ 協定の締結について	1 6 頁
アボイドエリアの指定について	4 頁	④ 事前協議完了届の提出について	1 7 頁
温泉発電等の導入を行う事業者の責務について	5 頁	⑤ 工事着工届、完了届、現地確認について	1 8 頁
温泉発電等の導入に係る事前協議全般のフロー	6 頁	事故時の対応と設備の廃止について	1 9 頁
① 事前協議申出書の提出について	7 頁	導入事業者の変更について	2 0 頁
② 市が所管する手続について	8 頁	温泉発電等設備の変更について	2 1 頁
② 地元説明会について	9 頁	補助金申請に対する市の同意について	2 2 頁
② 水利関係者への説明について	1 0 頁	勧告改善、公表等について	2 3 頁
② 近隣区域の自然環境及び生活環境に及ぼす影響調査について	1 1 頁		
② 騒音防止計画の提出について	1 2 頁		
③ モニタリングの実施方法について	1 3 頁		
③ モニタリングの選定方法について	1 4 頁		
③ 地熱資源調査の実施について	1 5 頁		

別府市温泉発電等の地域共生を図る条例の改正ポイント

条例改正のポイント

- 【ポイント①】…アボイドエリア内で温泉発電等の導入を行う場合には、**地熱資源調査、モニタリング調査**を行い、温泉発電等を行う地域を含む周辺地域の**自治会と協定の締結**に努めなければなりません。（**13頁～16頁参照**）
- 【ポイント②】…既にアボイドエリア内で温泉発電等の導入を行っている場合でも、平成30年10月1日以降に**温泉発電等設備の変更**又は**源泉の変更**又は**源泉からの熱エネルギーの供給に関する変更**を行う場合は、工事の着工前に**地熱資源調査、モニタリング調査**を行わなければなりません。（**21頁参照**）

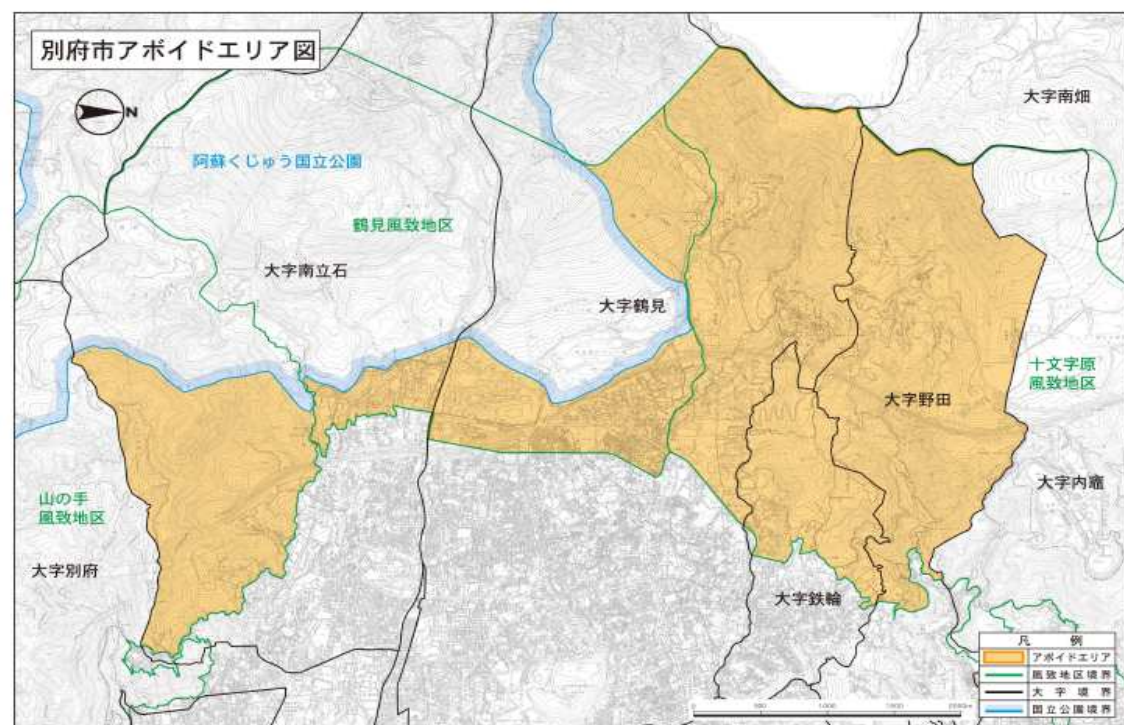
アボイドエリアの指定について

下記に掲げる地域を地熱エネルギーの熱源からの伝播に密接に関係する重要な地域のうち温泉発電等掘削を回避すべき地域（アボイドエリア）に指定しました。

【アボイドエリアに指定される地域】

- ◎ 大字南立石のうち山の手風致地区及び鶴見風致地区に属する地域（概ね該当する地域として乙原、観海寺、堀田地区）
- ◎ 大字鶴見のうち鶴見風致地区及び十文字原風致地区に属する地域（概ね該当する地域として小倉、扇山、竹の内、明礬地区）
- ◎ 大字鉄輪のうち十文字原風致地区に属する地域（概ね該当する地域として御幸、北鉄輪、鉄輪上地区）
- ◎ 大字野田のうち十文字原風致地区に属する地域（概ね該当する地域として内竈、湯山地区）

※ 国立公園に指定されている地域は除きます。

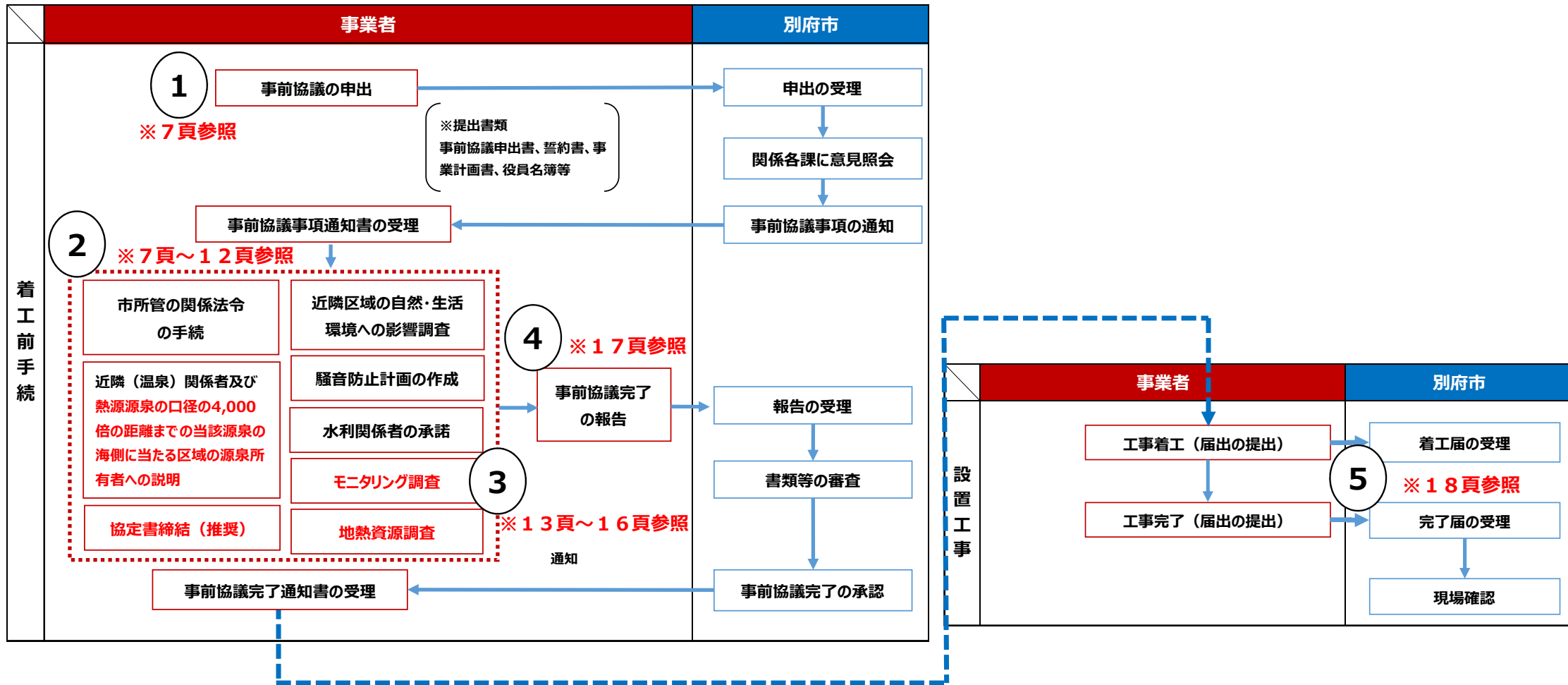


詳しくは・・・『別府市公式HP⇒産業>環境>別府市地域の新しいエネルギー>温泉発電等を行う事業者へ>別府市アボイドエリア』を参照してください！

温泉発電等の導入を行う事業者の責務について

- 温泉発電等設備及び温泉発電等の熱源となる源泉に関する情報を市、近隣関係者及び近隣温泉関係者に示すとともに、近隣関係者及び近隣温泉関係者の理解を得るために**必要な説明等を積極的に行うこと。**
- 温泉発電等の導入又は温泉発電等設備の管理において、**関係法令を遵守し、並びに自然環境及び生活環境の保全に配慮すること。**
- 温泉資源の恵みを市民が享受できるよう努めること。
- 温泉発電等の導入及び温泉発電等設備の管理を適正に行うとともに、**事故及び公害等の防止に努めること。**
- 事故、公害等及び災害が発生したときは、**適切に対応し、再発防止の措置を講ずること。**

温泉発電等の導入に係る事前協議（全体フロー）



① 事前協議申出書の提出について

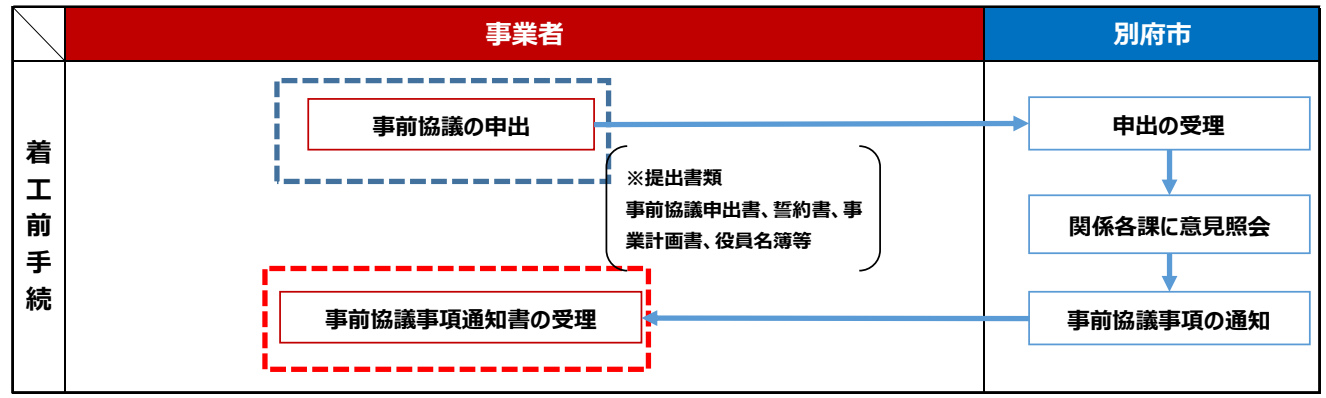
【提出書類】

事前協議
申出書（様式1号）



- (1) 温泉発電等の導入場所
- (2) 温泉発電等設備の仕様及び配置場所
- (3) 導入事業者の概要
- (4) 事業の実施体制
- (5) 収支計画及び資金計画
- (5) 土地の利用及び景観との調和に関する方策
- (6) 熱エネルギーの供給及び温泉資源の保護に関する方策
- (7) 自然環境及び生活環境の保全に関する方策
- (8) 上記以外の方策以外で導入事業者が実施する方策

【手続きフロー】



**事前協議事項通知書受理後は
関係法令手続、説明会、各種調査等を実施
※ 8頁～15頁を参照。**

② 市が所管する手続について

No.	根拠法令等	許認可等手続の名称	内 容	取 扱 口
1. 土地取引等に関するもの				
1	国土利用計画法	国土利用計画法第23条で規定される一定面積以上の土地に関する権利の移転又は設定後における利用目的等の届出	市街化区域で2,000㎡以上、市街化調整区域で5,000㎡以上、都市計画区域外の区域で10,000㎡以上の土地に関する権利の移転又は設定を受けることとなる者は契約を締結した日から起算して2週間以内に市町村長を経由して都道府県知事に届け出なければならない。	市都市計画課 まちづくり計画係
2. 土地利用・各種行為に関するもの				
1	都市計画法	都市計画法第29条第1項で規定される市街化区域内又は市街化調整区域内での開発許可	市街化区域で1,000㎡以上の開発行為（主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更を行うこと）を行う場合には市長の許可を受けなければならない。また、市街化調整区域での開発行為は、面積に関わらず、事前相談後、市長の許可を受けなければならない。	市都市計画課都市開発係
2	都市計画法	都市計画法第29条第2項で規定される都市計画区域外における開発許可	都市計画区域外の区域において10,000㎡以上の開発行為を行う場合には市長の許可を受けなければならない。	市都市計画課都市開発係
4. 建築物、工作物の施工に関するもの				
1	建築基準法	建築基準法第6条第1項に規定される建築物に関する建築確認申請	温泉発電等設備を設置する際に、それらの装置等を格納するもの又は支持するものが、建築基準法で規定する建築物又は工作物に該当し、申請規模要件の適用となれば、建築前に建築確認申請を提出し、建築確認を受けなければならない。 ※ 建築物に該当するかしないかは、①屋根及び柱もしくは壁の有無、②内部空間の規模、用途及び設備機器との一体性の有無、などを図面等で確認し、総合的に判断する。	市都市計画課建築指導係
5. 設備等の設置・保安に関するもの				
1	消防法	消防法第11条に規定する危険物施設設置の許可申請	建築物等が消防法上の危険物施設に該当する場合	市消防本部予防課指導係
6. 環境保全に関するもの				
1	騒音規制法	騒音規制法第6条で規定される特定施設設置の届出又は特定建設作業の実施の届出（騒音関係）	・指定地域内において工場又は事業場に特定施設（定格出力7.5kw以上の空気圧縮機及び送風機など）を設置しようとする場合には工事開始の30日前までに市長に届け出なければならない。 なお、当該施設が発電施設の一部とみなされた場合には電気事業法の適用となり、この規定の適用除外となる。 ・指定地域内において特定建設作業を伴う建設工事を施工しようとする場合には当該作業開始7日前までに市長に届け出なければならない。	市生活環境課環境安全係

詳しくは・・・『別府市公式HP⇒産業＞環境＞別府市地域の新エネルギー＞温泉発電等を行う事業者の方へ＞参考資料』を参照してください！

② 地元説明会について

(説明対象者)

- 対象1 : 近隣関係者
- 対象2 : 近隣温泉関係者
- 対象3 : 規則第30条で定める区域に存する源泉所有者



(説明内容)

1. 近隣区域影響調査の結果等
2. 温泉発電等導入に係る事業計画等
3. モニタリング調査結果及び地熱資源調査の結果



(留意事項)

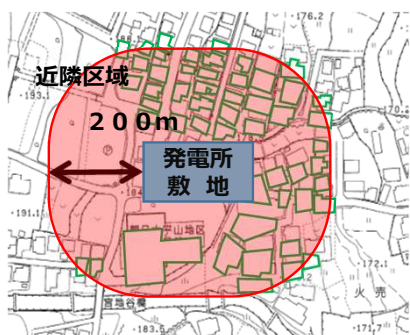
1. 説明会を開催した場合であっても個別に説明を求められた時はそれに応じなければなりません。
2. 説明会を開催する周知は1週間前までに目的を示して行ってください。



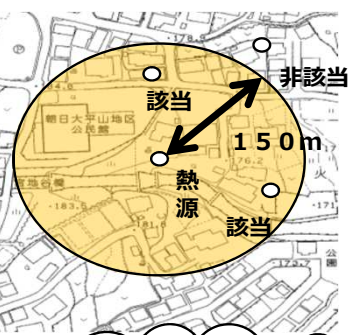
(提出書類)

1. 説明会実施調書
2. 説明を行うべき対象者の範囲を示す図面等
3. 開催の周知方法及び周知の事実が分かる書類
4. 説明対象者が説明を受けたこと分かる書類等
5. 質疑応答の内容が分かる書類
6. 説明の際に配布した資料
7. その他

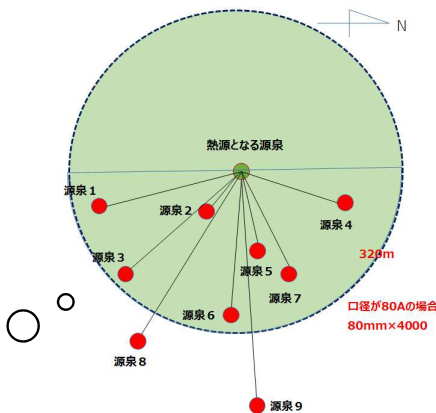
(近隣関係者の範囲)



(近隣温泉関係者の範囲)



(規則第30条で定める区域に存する源泉所有者の範囲)



この場合、源泉1～7までの源泉所有者が説明対象者になります。

熱源となる源泉の口径の4,000倍の距離までの当該源泉の海側に(東側)に当たる区域(口径が80mmを超える場合は600m)

② 水利関係者への説明について

(説明対象者)

対象：水利関係者

(水利関係者の範囲)



(説明内容)

1. 近隣区域影響調査の結果等
2. 温泉発電等導入に係る事業計画等

(留意事項)

取水または排水の管理を委託するときは受託した事業者に対しての指導と水利関係者に当該委託の説明を行わなければなりません。

(提出書類)

1. 水利関係者説明実施調書
2. 水利関係者の承諾を得たこと分かる書類
3. 質疑応答等の内容分かる資料
4. 説明の際に配布し、又は提示した資料
5. 質疑応答の内容分かる書類

② 近隣区域の自然環境及び生活環境に及ぼす影響調査について

温泉発電等の導入が近隣区域の自然環境及び生活環境に及ぼす影響の調査と騒音の防止に関する計画を作成する必要があります。

① 大気汚染、騒音、振動、悪臭等について

ア.公害関係法令（大気汚染防止法、騒音規制法、振動規制法、水質汚濁防止法など）への該当の有無

イ.『電気設備に関する技術基準を定める省令』『発電用火力設備に関する技術基準を定める省令』への該当の有無

ウ.別府市環境保全条例の公害関係の規定への該当の有無

③ 噴気、温泉水、地下水等の地下資源に及ぼす影響

ア.熱源となる源泉及び近隣の源泉等に関する情報の整理

イ.近隣温泉関係者やモニタリングの実施を確認

ウ.近隣区域内の他の熱利用施設や温泉発電等設備に関する情報を整理

エ.発電に使用後の温泉水の処理及び利用に関する情報の整理

オ.熱源の湧出量が導入前より増える場合には当該情報と対応策を整理

② 河川、水路等に及ぼす影響

ア.取水又は排水の経路及び流域等（第三者委託は河川、水路等に行うまでの経路）の図示

イ.水利関係者の確認→説明と承諾へ

④ 自然災害が発生した際の自然環境及び生活環境に及ぼす影響

ア.自然災害を想定した地域規制等（地すべり等防止法、砂防法、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律など）への該当状況の確認

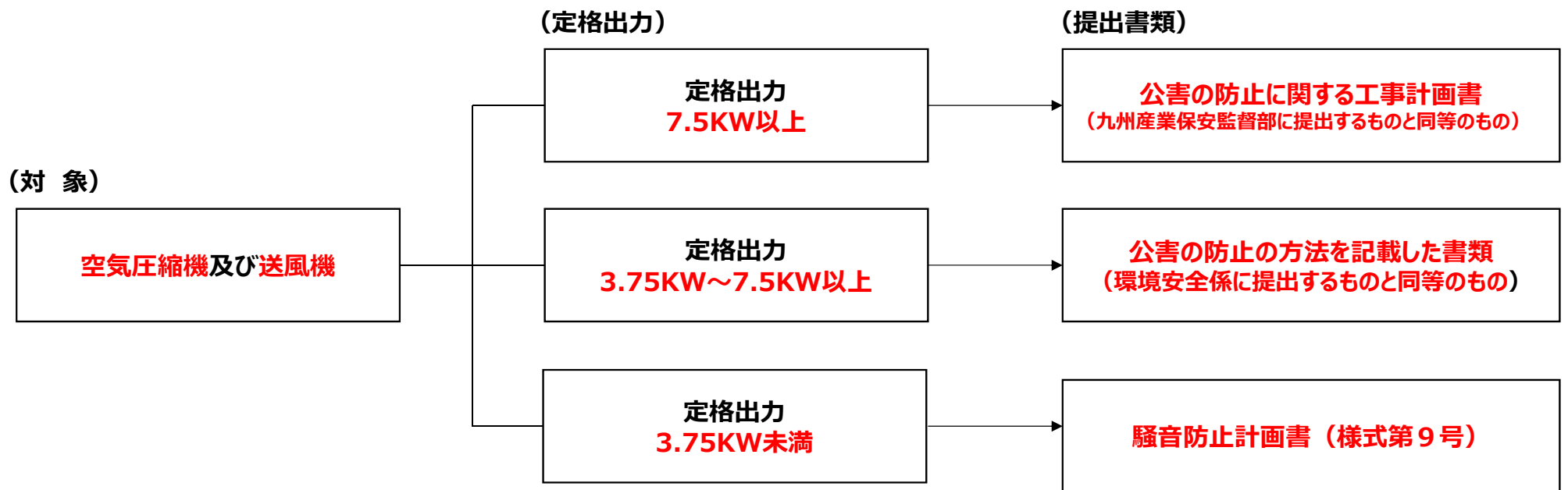
イ.設備に関する危険要因（汽水分離器などの第一種圧力容器、50kw以上の電気設備など）の整理

ウ.災害発生時に関する対応（保安規程の制定、届出及び遵守、主任技術者の選任及び届出、緊急電源としての電力供給）の整理

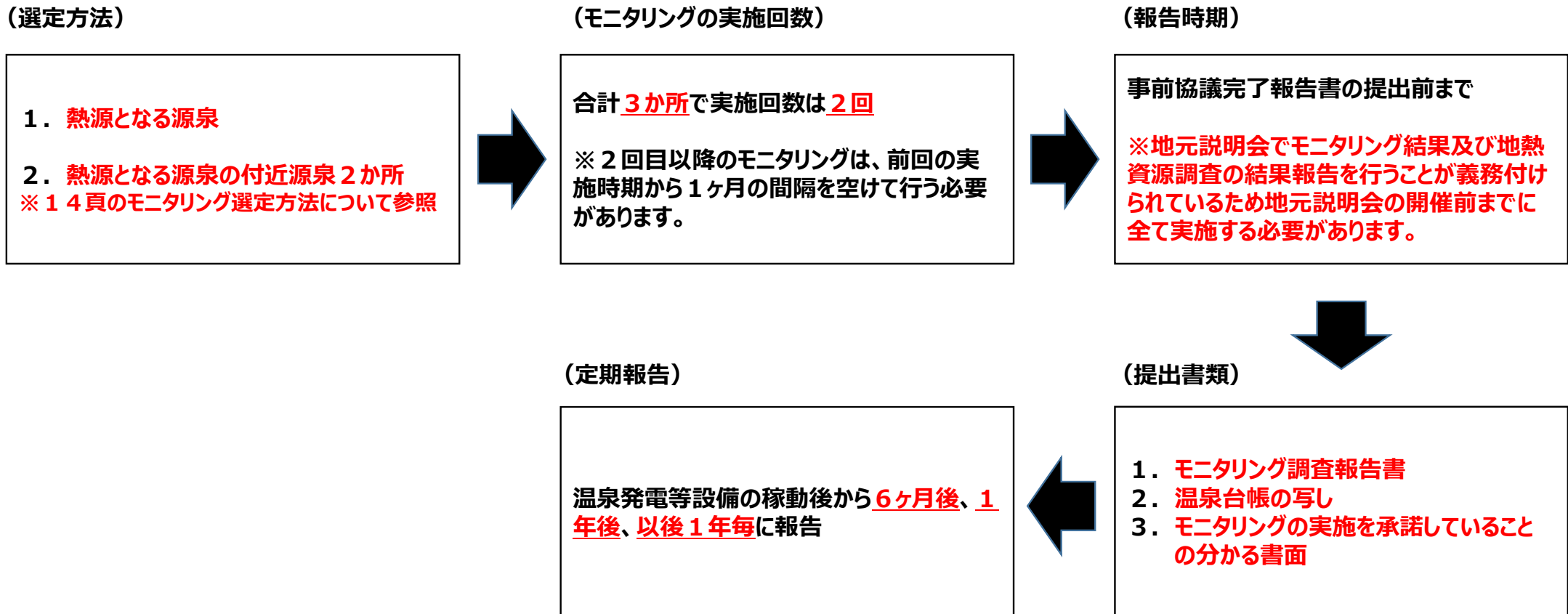
⑤ その他市から指示を受けた事項

ア.自然環境等で保護すべき事項がある場合に生活環境課から指示します。

② 騒音防止計画の提出について



③ モニタリングの実施方法について



③ モニタリングの選定方法について

モニタリング選定に係る各区域

(ア) 熱源源泉から源泉口径の2,000倍の距離（源泉口径が80ミリメートルであるものにあつては150メートル、源泉口径が80ミリメートルを超え150ミリメートルまでのものにあつては300メートル）までの範囲内の熱源源泉の海側（東側）に当たる区域

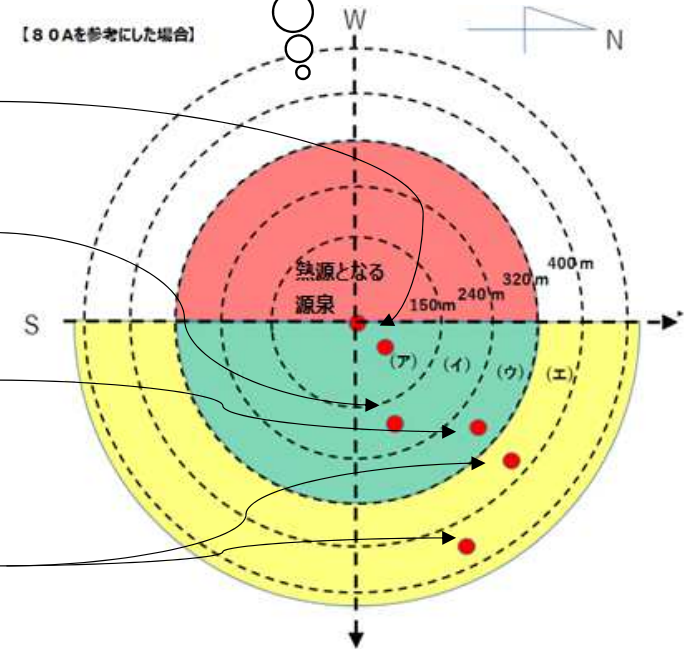
(イ) 熱源源泉から源泉口径の3,000倍の距離（源泉口径が80ミリメートルであるものにあつては240メートル、源泉口径が80ミリメートルを超え150ミリメートルまでのものにあつては450メートル）までの範囲内の熱源源泉の海側（東側）に当たる区域（アに掲げる区域を除く。）

(ウ) 熱源源泉から源泉口径の4,000倍の距離（源泉口径が80ミリメートルであるものにあつては320メートル、源泉口径が80ミリメートルを超え150ミリメートルまでのものにあつては600メートル）までの範囲内の熱源源泉の海側（東側）に当たる区域（ア及びイに掲げる区域を除く。）

(エ) 熱源源泉から源泉口径の4,000倍の距離に源泉口径の1,000倍の距離を順次加えて得た距離（源泉口径が80ミリメートルであるものにあつては320メートルに80メートルを順次加えて得た距離、源泉口径が80ミリメートルを超え150ミリメートルまでのものにあつては600メートルに150メートルを順次加えて得た距離）までの範囲内の熱源源泉の海側（東側）に当たる区域（ア、イ及びウに掲げる区域を除く。）又は市長が指定する区域

この場合であれば
(ア)と(イ)の
地点にある源泉を
モニタリングの対
象とします。

【80Aを参考にした場合】



選定のポイント①

【モニタリング選定1か所目】
熱源泉源に最も近い区域内にある既存源泉1か所（既に条例規定によるモニタリングが実施されているものを除く。）

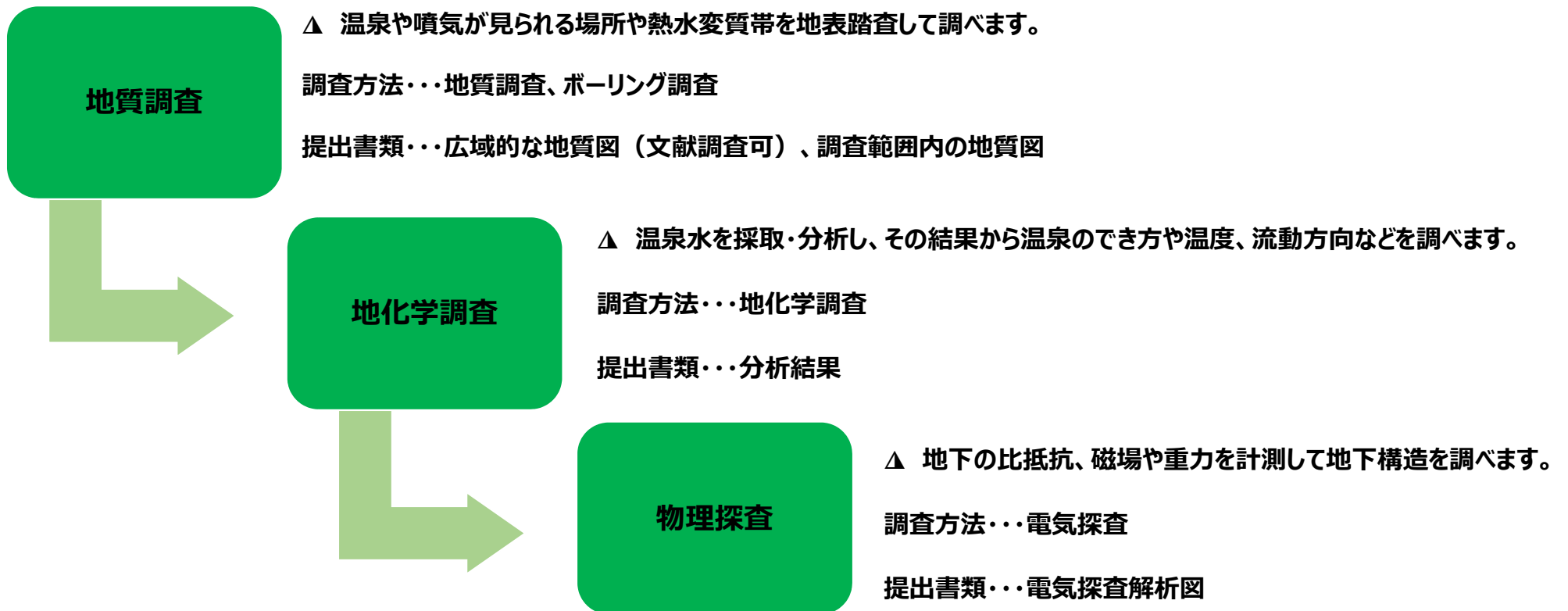
合計2か所

選定のポイント②

（モニタリング選定2か所目）
区域（イ）から（エ）までに掲げる源泉で既に選定した源泉以外で、熱源泉源に最も近い区域内にある既存源泉1か所（既に条例規定によるモニタリングが実施されているものを除く。）

① 地熱資源調査の実施について

地熱資源調査の実施とは、**地質調査**、**地化学調査**及び**物理探査**の3つの**実地調査**を行うことをいいます。調査範囲は、**掘削口径の4,000倍までの距離の範囲**（掘削口径が80mmを超え150mmまでのものにあつては600メートル）で行う必要があります。



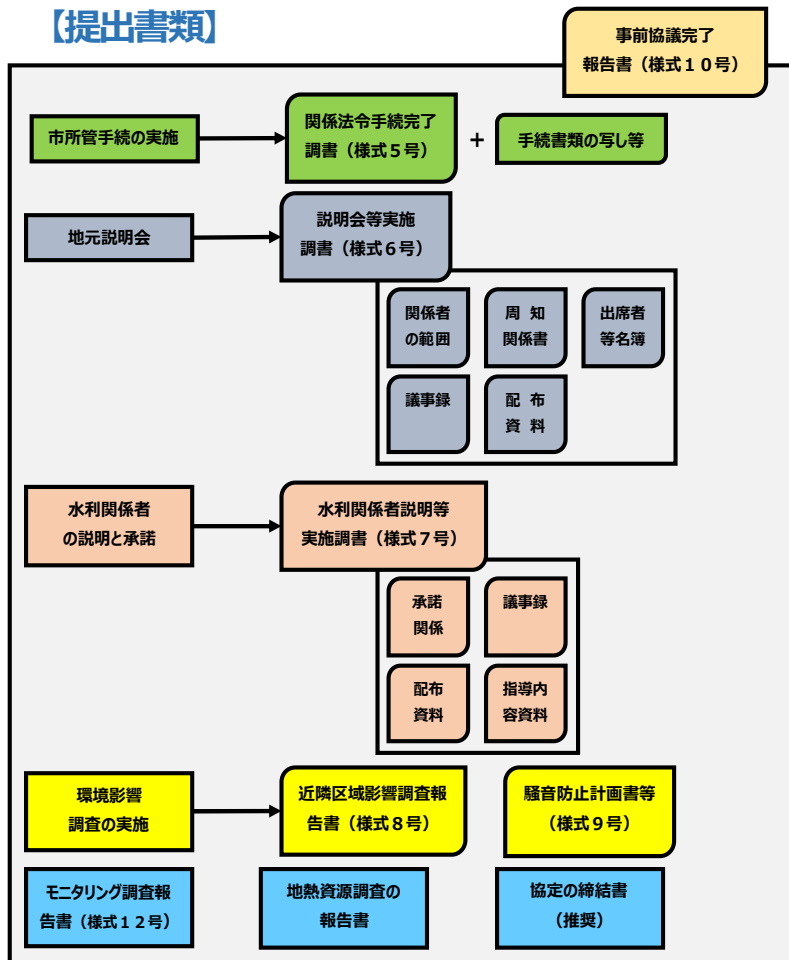
③ 自治会との協定の締結について

アボイドエリア内にある源泉を利用して温泉発電等の導入を行おうとする導入事業者は、**当該源泉の周辺地域の自治会**と下記に掲げる事項に関する**協定の締結に努めなければなりません**。また、協定を締結したときは市長に報告しなければなりません。

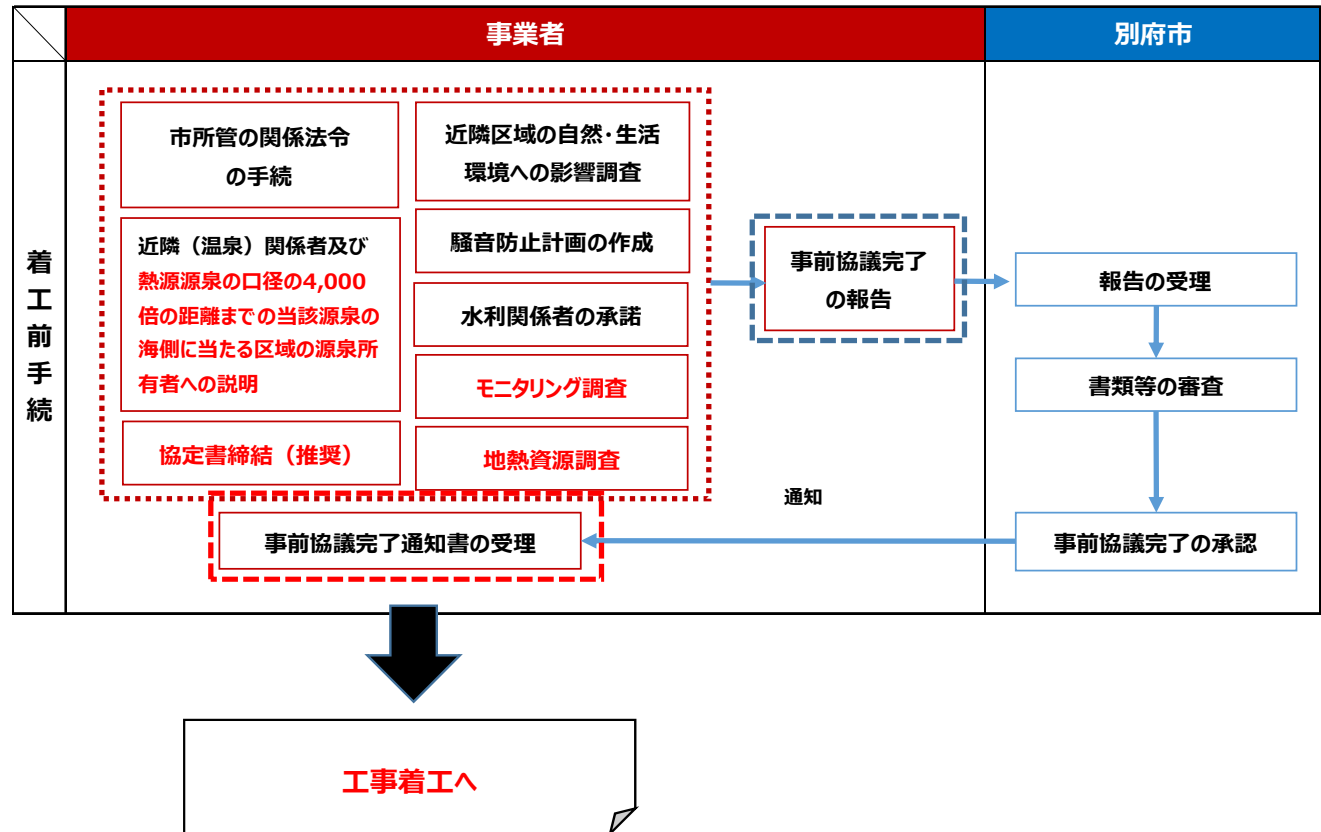
協定の締結事項	周辺地域の自治会とは
<ul style="list-style-type: none">1. 地域振興への協力に関する事項2. 地熱資源の調査及びモニタリングの結果の提供に関する事項3. 温泉発電等の導入に関する情報の提供に関する事項	<p>近隣関係者、近隣温泉関係者及び規則第30条に定める区域（⑥ 地元説明会 9頁参照）にある全ての自治会が協定を締結する対象となります。</p>

④ 事前協議完了届の提出について

【提出書類】



【手続きフロー】



⑤ 工事着工届、完了届、現地確認について

【工事着工届】

- **工事着工の日から10日以内**に市に（様式第13号）を提出。

【工事完了届】

- **工事完了の日から10日以内**に市に（様式第14号）が提出。なお、工事完了の届出には次の書類の**いずれか**が必要となります。
 - ア. 温泉発電等設備に係る電気事業法（昭和39年法律第170号）その他の関係法令の規定による全ての完了の検査等が完了したことを証する書類
 - イ. 温泉発電等設備が電気事業法第39条第1項の主務省令で定める技術基準に適合していることを証する書類

【現地確認】

- 工事完了届が提出されたら、生活環境課が現地確認をいたします。

（確認事項）

技術基準（電気事業法）への適合及び貯湯槽、汽水分離器（圧力容器）に関する安全確認と工事完了届出時の添付資料（証明）の確認

事故時の対応と設備の廃止について

『事故時の対応』

1. 応急措置後に**事故状況報告書（様式第17号）**を提出。
2. 事故の**再発防止のための計画**の提出。

『設備の廃止』

1. **温泉発電等設備廃止届（様式第18号）**を提出。
※設備の撤去及び廃棄に関しては近隣区域の自然環境や生活環境に配慮する必要があります。

導入事業者の変更について

【提出書類】

温泉発電等の導入に関する誓約書
(様式2号)

暴力団ではない旨の誓約書
(様式3号)

近隣(温泉)関係者や源泉所有者に変更を説明したことを示す書類

登記事項証明書、役員名簿
(個人は住民票の写し)

『責務者の継続』

- 導入事業者から譲渡された者は、譲渡前の事業者に係る本条例に定める手続及びその結果を引き継ぎ、責務を行わなければならないものとしています。

『留意事項』

- **事実発生日から10日以内に導入事業者変更届(様式第15号)**に左記の書類を提出。
- 温泉発電等の導入に際し行う請負、委任又は委託の契約の相手方の変更がある場合ア. 暴力団関係者等に該当しない旨の誓約書

温泉発電等設備の変更について

(変更事由)

温泉発電等
設備の変更

源泉の変更又は源泉から
の熱エネルギーの供給
に関する変更

温泉発電等のための取
水又は排水に関する変更

温泉発電等を設置
する位置の変更

温泉発電等設備の敷
地の面積及び利用
方法等の変更

(提出書類)

事業内容変更届 (様式第16号) + 変更の内容を示す書類 + 規則第3条1項各号に掲げる書類

1. 地熱資源調査
2. モニタリング調査
3. 自治会との協定の締結

工事着工

工事着工

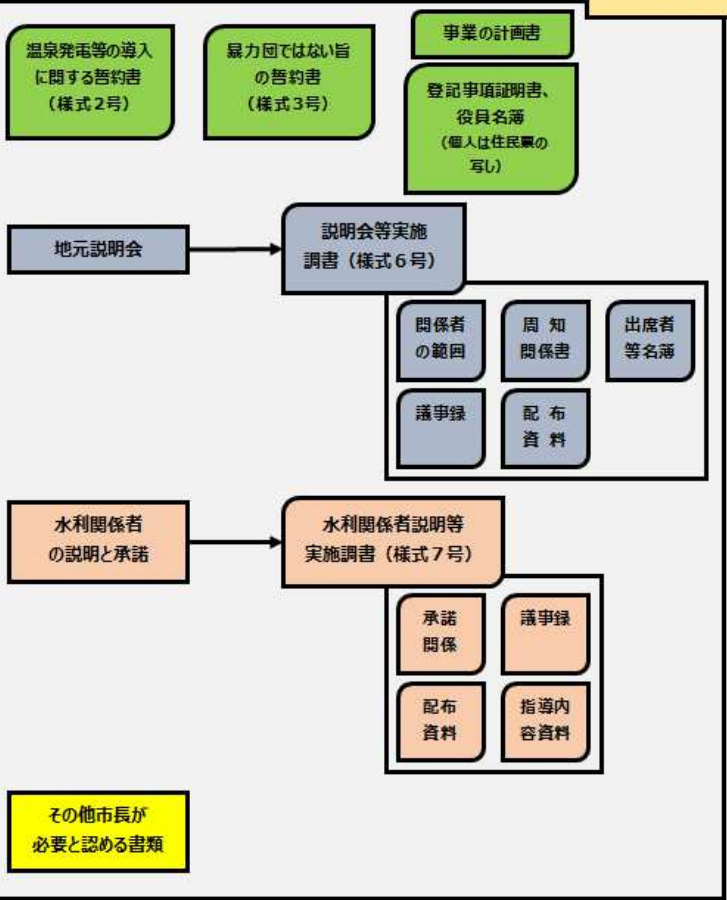
ポイント

既にアボイドエリア内で温泉発電等の導入を行っている場合でも平成30年10月1日以降に温泉発電等設備の変更又は源泉の変更又は源泉からの熱エネルギーの供給に関する変更を行う場合は、必要な工事を着工する前に地熱資源調査、モニタリング調査を行うことが義務付けられます。

補助金申請に対する市の同意について

【提出書類】

同意申請書
(様式19号)



温泉発電等の導入において、**補助金等の申請**や**関係法令の規定による手続等**に伴い別府市の同意を必要とするときは市長に申請をする必要があります。

『補助金申請に対する市の同意を行う条件』

- 暴力団関係者ではないこと。
- 導入案件が公益を害するおそれがないとき。
- 近隣区域の自然環境及び生活環境に及ぼす影響に対し適切な措置を講じた上で行われるものであること。

勧告改善、公表等について

■ 改善勧告

条例違反や申請内容に虚偽があった場合などに改善措置実施勧告書（様式第23号）により勧告を行います。

■ 勧告中である事業者の行う他の案件の対応

改善される見通しのない案件で勧告されている場合は、事前協議完了の承認及び同意はしません。

■ 公表

改善勧告に従わない場合にインターネットによる公表を行い、関係機関（経産省等）に対しても、この件に関する情報を提供します。

■ 同意の取消

改善勧告に従わない場合などに取り消し、取消通知書（様式第21号）により事業者及び関係機関に通知します。